

○ 遵守事項（施行条例第5条）

浴場業を営む者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- 1 脱衣場及び脱衣箱は、常に清掃するほか、昆虫等の駆除及び消毒を行うこと。
- 2 洗い場、浴槽、貯湯槽等は、常に清潔にし、定期的に清掃及び消毒をすること。
- 3 浴槽内の湯は、常に豊富に、かつ、適温を保ち、著しく汚濁しないようにすること。
- 4 入浴者に利用させるくし、かみそり、タオル、パンツ等は、一人ごとに消毒し、清潔に保たれたものとする。
- 5 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置により供給される水以外の水を使用した原湯（浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。以下同じ。）、原水（原湯の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調整する目的で、浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。以下同じ。）、上がり用湯（洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。以下同じ。）及び上がり用水（洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。以下同じ。）並びに浴槽水（浴槽内の湯水をいう。以下同じ。）は、規則で定める基準に適合するように水質を管理すること。

※ 規則で定める基準

対 象	項 目	基 準
原湯、原水、上がり用湯、 上がり用水	大腸菌	不検出（50ミリリットル中）
浴槽水	大腸菌	1ミリリットル中に一個以下
原湯、原水、上がり用湯、 上がり用水、浴槽水	レジオネラ属菌	不検出（100ミリリットル中に 10CFU未滿）

- 6 浴槽水は、毎日完全に換水すること。ただし、ろ過器を使用している場合にあっては、1週間に1回以上完全に換水すること。
- 7 ろ過器を使用している場合は、1週間に1回以上ろ過器を十分に洗浄し、又はろ材を交換するとともに、湯水を浴槽とろ過器等との間で循環させるための配管（以下「循環配管」という。）を適切に消毒すること。
- 8 集毛器を使用している場合は、定期的に内部の毛髪等を除去して洗浄するとともに、適切に消毒すること。
- 9 浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を毎日定期的に測定して、通常一リットル中0.4ミリグラムから1.0ミリグラムまでに保つとともに、当該測定結果を検査の日から3年間保管すること。
ただし、原湯又は原水の性質その他の条件により塩素系薬剤を使用できない場合、他の消毒方法を使用する場合等にあっては、レジオネラ属菌に対する消毒効果が塩素系薬剤と同等以上の方法によること。
- 10 循環配管を設置している場合において、前号の規定により浴槽水の消毒に当り塩素系薬剤を使用するときは、塩素系薬剤は、ろ過器の直前に投入すること。ただし、構造上これにより難しい場合にあっては、この限りでない。
- 11 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置により供給される水以外の水を使用した原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水並びに毎日完全に換水している浴槽水は1年に1回以上、連日使用している浴槽水は1年に2回以上（浴槽水の消毒が塩素消毒でない場合には、1年に4回以上）規則で定める水質検査を行い、その結果を検査の日から3年間保管するとともに、その写しを脱衣室その他入浴者が見やすい場所に掲示すること。
- 12 オーバーフロー水及びオーバーフロー回収槽の湯水を浴用に供しないこと。ただし、これにより難しい場合にあっては、回収槽の清掃及び消毒を定期的に行うとともに、回収槽の湯水を塩素系薬剤等により消毒すること。
- 13 気泡発生装置等を設置している場合は、連日使用している浴槽水を使用しないように努めること。
- 14 打たせ湯には、循環している湯水を使用しないように努めること。15 シャワーには、循環している湯

水を使用しないこと。

- 16 貯湯槽、配管等は、清掃が容易にでき、完全に排水ができるなど、生物膜の発生の防止及びその除去ができる構造とするよう努めること。
- 17 ろ過器等により浴槽水を循環させる場合は、浴槽水の誤飲を防ぐための措置を講じること。
- 18 入浴者の守るべき事項を浴場内の見やすい所に掲示すること。
- 19 浴場内には、善良な風俗を害するおそれのある文書、図書、図画その他の物件を提示し、又は備え付けないこと。
- 20 風俗営業法に係る個室以外の個室には、ふとん、ベッド、たたみ、じゅうたんその他これらに類するものを備え付けないこと。
- 21 従業員の服装及び行為については、風紀を乱すおそれのないようにすること。
- 22 施設及びその維持管理に係る衛生上の管理運営要領を作成し、これを従業員に遵守させること。
- 23 営業者（自ら従事する営業者に限る。）又は従業員のうちから、衛生管理に係る責任者を定めること。

※ 留意事項

設計にあたっては、公衆浴場法施行条例（S25.7.31 条例第 45 号（R2.4.1 改正施行））で定める第 4 条「施設の基準」、第 5 条「遵守事項」の他、「公衆浴場における衛生等管理要領」（H12.12.15 生衛発第 1811 号厚生省生活衛生局長通知、R2.12.10 一部改正）及び「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」（H13.9.11 健衛発第 95 号厚生労働省生活衛生課長通知、R1.12.17 一部改正〔循環式浴槽の場合に限る。〕）を参照すること。

特に、浴槽水を循環させて使用する場合は、レジオネラ属菌による感染事故の発生を防止するため、「公衆浴場における衛生等管理要領」、「公衆浴場における水質基準等に関する指針」及び「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」に定める衛生管理・水質確保が十分行えるよう所要の設備を設けること。